

# 香美町特定不妊治療費助成事業

香美町では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成します。

また、特定不妊治療において男性不妊治療（精子を採取するための手術）を行った場合についても、助成をします。

**助成対象者** \* 次の要件すべてに該当する方が対象です。

- 1 夫婦共に特定不妊治療を開始した日から申請時まで継続して香美町に住所を有している者
- 2 申請時に法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦
- 3 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師が判断した者
- 4 国民健康保険その他の医療保険各法に規定する被保険者又は組合員もしくはその被扶養者
- 5 申請に係る特定不妊治療について若年がん患者妊孕性温存治療費助成金の交付を受けていないもしくは受ける予定がない者
- 6 申請に係る特定不妊治療について他の地方公共団体の補助金の交付を受けていない者
- 7 町税等に滞納がない者
- 8 令和4年4月1日以降に治療を開始している者

**助成対象になる治療等** \* 令和4年4月1日以降に開始した治療が対象になります。

特定不妊治療：体外受精及び顕微授精（医師の判断に基づき、やむを得ず中断した治療を含む。）

男性不妊治療：特定不妊治療のうち精子を採取する手術

ただし、以下については助成の対象とはなりません。

- 1 採卵に至らないケース
- 2 入院室料、食事代、文書料等直接治療に関係のない費用

**【医療機関について】**

特定不妊治療について、公益社団法人日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設であること。

男性不妊治療について、精巣内精子採取術に係る届出を行っており、特定不妊治療の当該医療機関と連携していること。

**助成金の額**

- 1 医療保険適用の有無にかかわらず、特定不妊治療に要した費用に係る本人負担額のうち、1回あたり15万円を限度に助成します。
- 2 特定不妊治療において男性不妊治療（精子を採取するための手術）を行った場合は、1回あたり15万円を限度に、上記1に加算して助成します。

**申請受付期間**

- 1 治療終了日から6か月以内に申請をしてください。
- 2 令和4年度中に治療を終了している場合は、令和5年12月31日までに申請をしてください。

裏面もあります

## 申請書類

- 1 香美町特定不妊治療費助成事業申請書兼請求書（様式第1号）
  - 2 香美町特定不妊治療受診等証明書（様式第2号）
  - 3 本人負担額が確認できる医療機関が発行した領収書・明細書等（コピー）  
\*ただし、高額療養費の申請をされた方については還付された金額のわかる決定通知書（コピー）
  - 4 健康保険証（コピー）
- \* 町内に居住する法律上又は事実婚の夫婦であることを証明する書類（必要な場合のみ）

## 申請書提出先

■香美町保健センター	TEL 0796-36-5008
■香美町役場 健康課健康増進係	TEL 0796-36-1114（健康課直通）
■村岡地域局 健康福祉係	TEL 0796-94-0321（代表）
■小代地域局 健康福祉係	TEL 0796-97-3111（代表）



### 【問い合わせ先】

- ・香美町保健センター TEL0796-36-5008  
〒669-6544 香美町香住区香住 1281 番地の1
- ・香美町健康課健康増進係 TEL0796-36-1114  
〒669-6592 香美町香住区香住 870 番地の1